

# 令和5年第10回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年10月5日（木）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	16番	高島 尚	17番	中山 一久
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 境 浩之

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推4	小山 包昭	推5	安田 謙二	推7	船津 和利
推8	上田 龍介	推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推13	宮永 義一
推14	東 直幸	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推6	縄田 伊知郎	推9	平野 雅久
推12	高本 昌揮						

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	主任	大原 三和
主任	酒井 史浩	会計年度任用職員	小山久美子		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第40号 農地の買受適格者証明願（耕作目的）について  
第41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第42号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第43号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第44号 農用地利用集積計画の決定について  
第45号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

## 報 告

第25号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第26号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、農業委員会総会を始めたいと思います。

本日は農業委員総数19名のうち境委員から欠席の届けがあっております。18名の出席です。

あと最適化推進委員のほうですけれども、総数19名のうち、梅田委員、田中委員、平野委員、高本委員の4名からの欠席が出ており、また縄田委員は遅れるという連絡を受けていますので、現在14名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和5年第10回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 改めまして皆さん、こんにちは。10月になりましてやっと過ごしやすい時期になったのかなと思っています。今までは本当に暑かったですけれども、本当最近秋らしい季節になりました。そしてまた、稲刈りも始まりまして慌ただしい季節、繁忙期になってまいりました。そんな中ですけれども、農業委員会の総会に御出席をいただきましてありがとうございます。

今、インフルエンザが前倒しで流行しているようです。熊本県の注意報も出るような話ですので、皆さんも気をつけていただければと思います。そしてコロナも一時期多かったんですが、今は減少気味かなということですのでけれども、まだ高い水準でコロナも推移しているようですので、そちらも気をつけていただきたいと思います。

それから、皆さんに報告ですけれども、先月の15日、熊本テルサで農業者年金加入推進活動表彰式というのがありました。坂本委員、岡村委員、事務局と4名で参加させていただきました。

熊本県からも農業委員会で玉名市と熊本市、2つの農業委員会が表彰を受けました。内容はですね、玉名市は新規加入部門で、全国6位ということでした。それから新規加入者の39歳以下で、これが全国の7位、それから新規加入の女性の部門で、これが全国2位ということで、農業者年金基金の理事長賞をいただいておりますので、御報告いたします。

ちなみに、昨年でもですね、この表彰で新規加入部門で全国2位という表彰を受けておりますので、御報告させていただきます。玉名市は、このように農業者年金制

度についてはですね、大変理解のある地域かなと思いますので、今後とも加入推進につきましては、皆さん方のお力添えをよろしくお願いいたします。

最後ですけれども、今、稲刈りが始まっていますけれども、米の値段が聞くところによると昨年より、前渡し金ですかね、1俵で1,800円ぐらい高くなっているというような話を聞きました。去年がですね、1,400円ぐらいで、その前も大体同じ値段だったと思いますけど、1,800円ぐらい高くなっているという話を聞きましたので、皆様方に御報告したいと思います。

米の値段は高くなりましたけど、いろいろ経費も高くなっているもので、なかなか自然の原因もあるのかなと思いますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

では、議案に移らせていただきます。

本日は、第40号から45号までの52件の議案審議となっています。それから、第25号から27号まで、14件の報告があります。

皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

### 3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） 本日の議事録署名員は、委員番号19番の丸山和則委員と4番の岡田正治委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をされますようよろしくお願いいたします。

併せて、採決の際には議決権のある農業委員のみの挙手でお願いいたします。

-----○-----

### 4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議第40号農地の買受適格者証明願（耕作目的）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案1ページをお願いいたします。

議第40号農地の買受適格者証明願（耕作目的）について。下記のとおり競売に付される農地の買受適格者証明願を承認するものとする。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

大浜町の申請人で、競売物件は大浜町の田1,078㎡、入札期間が令和5年10月17日から10月24日までで、同年10月30日が開札となっております。

なお、付帯決議としまして、1ページの下段に記載しておりますが、買受適格者証明の交付を受けた者が最高価買受申込者となり、第3条許可の申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものであります。

以上でございます。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくお願ひします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

譲渡人の債務不履行により裁判所より競売になりました。譲受人から農地の買受適格者証明願が出されたので現地調査をしました。そこで買受不適格者と判断したところ、本日譲受人からもう一回話を聞いてくれとのこと、会長、副会長、事務局長と土田委員も交えて協議した結果、今回限り本人の言い分を信じて買受適格者と判断しました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。

今の最初の不適格と思われた理由は何だったんでしょうか。そしてまた、適格になった理由というか、そういうのは信じるということであるんですけども、ちょっとそこらへんが不明確でわかりにくかったのでよろしくお願ひします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

現地調査時点ですすね、本人から今まで3回ぐらい売買して、その農地は全て委託されており、本人は耕作していない状況だったんですすね。本人もそういうふうに関地調査したときは言っておりました。本人が帰られて、その場で担当農業委員、最適化推進委員と事務局とを交えて、これは駄目だなというそういう結果になりまして、事務局より本人に連絡したところ、ちょっとそういうことは私は言っていないということ、私にも電話がありまして、「坂本さん、何か勘違いされとるごた」と言われて、私はそういうことを言ったんじゃないということになりまして、また土田委員と農協にちょっとお話を聞いてもらったところ、やっぱり本人もあの場でそういったことを、私は耕作していませんということをはっきり言われたので、今回は取り下げられたほうがいいんじゃないかという判断をしました。

事務局より連絡しましたところ、もう一度話をさせてくれということになって、きょう午前中、さっき申したとおりに協議して、本人が、私は耕作している、米の苗から田植えからして、委託するのは稲刈りだけだと強く申しましたので、それを確かめる術がないもので、これは本人を信用するしかないのかなと思ひまして、「会長、どがんやとよかかいた。俺は欠席しようごた」って言うたばってん、本人がちゃんと説明せんとでけんて言いなるけん、私は報告したわけでありまして、あくまでも本当に耕作しているのかしていないのかというのは、実際私、見ていま

せんでわかりませんので、ほんなこて本人の言葉を信用して、そのあとで副会長から、ちゃんと見とってくれて、今後も見とって、今後そういうことがあったら駄目ですよということにしてくださいということで、今回限りで適格者と認めました。以上です。

○8番（本田多美子君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

農地の買受適格者証明願（耕作目的）について、原案どおり許可相当と承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、採決の結果、異議なしと認めます。議第40号につきましては、承認することに決定いたしました。

それでは、続きまして、議第41号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は8件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 2ページをお願いいたします。

議第41号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、玉名と六田の申請人で、玉名の田、現況、畑431㎡外2筆の計808.91㎡を孫へ贈与するものです。

2番、山田の申請人で、山田の田280㎡を親戚へ贈与するものです。

3番、東京都と熊本市の申請人で、寺田の田1,456㎡外2筆、3,798㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

4番、福岡県大牟田市と安楽寺の申請人で、安楽寺の田315外3筆、計1,691㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、天水町小天と長洲町の申請人で、岱明町の畑3,190㎡外2筆、計6,472㎡を耕作不便と経営拡張のため売買するものです。

6番、天水町と長洲町の申請人で、岱明町の畑1,193㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

7番、天水町と植木町の申請人で、天水町の田1,908㎡を孫へ贈与するものです。

8番、天水町の申請人で、天水町の畑529㎡を労力不足と相手方の要望で売買するものです。

以上8件、合計16,679.91㎡につきましては、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る10月2日、3日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いします。

また連続して説明をされる場合は続けてお願いいたします。

それでは1番をお願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

場所は、玉陵中学校横、約50mぐらい、譲渡人は高齢のために畑431.2㎡、田んぼ368㎡、田んぼ9.91㎡、3筆、計808.91㎡を孫に贈与するものです。

孫さんは自作していた337.91㎡、畑811㎡、計1,148㎡を持っておられます。本人は会社員で、農業従事日数は50日、母親が30日、祖母が100日、孫への贈与なので問題ないと判断いたします。

御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。2番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係になります。面積は280㎡です。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。3番の案件について説明します。

申請農地は東京在住で労力不足の譲渡人から、相手方の要望で譲受人へ売買希望の農地です。譲受人は米を中心に柿、栗等を栽培しており、トラクター、田植機など農機具も保有しています。

現地確認しましたところきちんと耕作されており、許可相当と認めます。以上で

す。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。4番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということでの売買です。この中でですね、申請地は譲受人所有地区内に所在しており、維持管理に便利で、譲渡人は高齢で後継者もなく維持管理ができないため、親戚の譲受人に安楽寺所在の全不動産を譲り渡すものであります。申請農地の耕作維持管理は従来どおりするもので、近隣被害を及ぼすことはありません。

以上、お願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5、6番については同じ委員なので、続けてお願いいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。5番と6番については同一での案件になりますので、併せて説明します。

申請地は、岱明町西照寺の団地内にあります。5番の案件は、畑3筆で6,472㎡になり、耕作不便から経営拡張です。

6番の案件は、畑1筆で1,193㎡になり、労力不足から経営拡張です。

5番、6番の案件とも元はみかん畑だったところを造成工事を行い、結果として栗の木を植え付けるものです。書類に記載のとおり、買取価格が高額買い取りになっていますので、内容について簡潔に聞いている範囲で説明をいたします。

譲受人は事業もやっておられ、地域には貢献したいとの思い入れがあり、最初はこの土地を造成してフットサル場にし、地域の人に利用してもらうような話を進められていたようです。しかし、ボールの飛び出し防止ネットの高さ問題等で、そのへんが問題となり、次の案として公園化して利用してもらうような話を進めていたようです。その団地内で賛成、反対の意見がでてきたので、集会を開き意見交換等もやってきたが、調整がつかず投票を行ったところ、75%ぐらいが反対する結果となり、当初の計画をやめ、農地のまま栗の木を植栽するようになったようです。

ちなみにですけれども、買取価格について、両案件の土地面積が合計7,665㎡となり、金額が3,000万円になります。平米単価では3,900円です。坪単価では12,900円です。1反、2反の反ですけれども反の単価では391万4,000円になります。参考までに現在のここの住宅地の坪単価は、大体4万円ぐらいで推移しているようです。周りが住宅地になっており土地の造成なども行われていることから、水稻については排水設備を整備することや、土砂などの流出には十

分注意することになります。万が一周辺住宅地等に被害が生じた場合及び生じる恐れがあるときは、申請者が責任をもって対応をするということです。

以上、現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。7番の案件について説明します。

申請農地は譲渡人の祖母から親と一緒に外国人を雇い農業を営む孫へ贈与を希望する農地です。なお、譲受人の孫は熊本市在住ですが、毎日天水のトマト園に通勤している農業者です。

以上、審議をよろしく願いいたします。

余談ではありますが、今年の3月、6月、それに今回10月と私の説明した案件で、3件も熊本市在住の農業後継者にかかるものがあることは、ちょっと悩ましいところでございます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員番号19番、坂門です。8番の案件について御説明申し上げます。

譲渡人から譲受人の案件ですが、譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということで、みかん園529㎡を今回の申請をされております。

譲受人に関しましては、農業機械、それから労働力ともに潤沢に保有されている農業法人で、問題ないと思われま。現地は、県道332号線沿いの現地で、譲受人の現在保有する農園の隣地でございます。

10月2日にほかの委員らと現地確認をしましたが、問題ないものと思われま。承認をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、1番から8番まで委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。7番の案件についてちょっと気になるところがありまして、今、田上委員がおっしゃった悩ましいといういは、これは、例えば農地が熊本市の方に流れていくのが悩ましいという意味ですか。

○18番（田上靖晃君） いやいやそうではありません。その農業後継者が大体地元に住んでやればいいんですけど、なかなか今は親と一緒に住まないので、ただ定住条件が整備されていないもので、農業後継者に限らず、ほかのサラリーマンあたりでも



すね、熊本市に住んでいる人が非常に多いです、天水の場合は。ですから過疎化にもなっておりますし、引いては天水の人口が減るということは、玉名市の衰退にもなる。ですからそういうことで悩ましいと言いました。

○5番（坂本正敏君） はい、ありがとうございました。

○議長（下川 安君） はい、土田委員。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。5番の案件についてお尋ねしたいんですけど、この譲渡人の耕作不便というこの条件ですね、これがいうなら6,400㎡ある中で、どういうあれで耕作不便という形になっているんですか。

○11番（木村昌治君） この土地が、私も地元で昔からいるんですけども、50数年前に造船会社が来るときに、造船会社から来る人のために不動産が入って、その辺の開発を進められたんですけども、そのときにはみかん園畑があったんですね。まだほかにも今、残っているんですけど、それが天水の小天から来て作られよったんですよ。それで50年間ぐらい作ってこれとったんですけども、今それがどう売りに出されたのか、そこまでは確認していないんですけども、買い主と売り主の譲る者と譲受人のところがですね、そういうような話があったということで、理由としてはそういう。

もう一件は、また同じく、同じ天水から来られとったんですけども、その人は労力不足ということなので、そのへんのはっきりしたところは聞いていないんですけども、ただ、やっぱりどうしても距離が遠いというのは、確かに昔から私もも思っていたんですけども、あるので、そこが原因だろうと思うんですけども、はっきりと本人から聞いているわけではないので、そこまではちょっとわかりません。

○6番（土田健一君） ということは、今回の売買に入る前に要するに小作の状況の契約はされていたんですか、その小天の人と。

○11番（木村昌治君） いや、小作じゃなくて直接作りに、だから代がひよっとしたら変わっていらっしゃると思うんですよ。以前、相当先ほど言いましたように50数年前からあったわけですから、と思います。

○6番（土田健一君） ああ、そうですか。それから要望なんですけれども、この譲受人の方の経営拡張というのは、先ほど御説明のときに私もよく聞き取れなかったんですけども、どういう、農業の方ですか。

○11番（木村昌治君） 一応自分でも農地を持っていらっしゃるんですけども、ちょっと小作に出されていると思います。それで今回この栗畑もそういう感じで本人がやる、もう70歳にもなっておられるので、会社のそういう会長もされている方なんですけれども、だから、さっき説明したんですけども、なにしろ地域に貢献

をしたいということでありましたけれども、なんか長洲にもですね、そういうフットサルみたいなのを造って利用してもらうというようなこともされているということで、今回もそういう目的でやりたいという思いはあったんだろうと思うんですけども、いざ始めてみるとですね、思い入れがあったのかなあというのも思うんですけども、逆にきちっとした形でされとったら、こういうことにはなっていないと思うんですけども、だから、高額というのは、やっぱり売る人が、その住宅地のすぐにどうかしたら造成して利用もできるというようなことも含めて、売人がこれ以下は売れないという話もあったようで、こういう高額になったわけです。たまたま譲り受けた人はお金もあるというようなことみたいです。詳しくはちょっとわかりませんが、それは地域の事業をされているので確かに、だから、私どもも別の意味でそういうあれを受けたので、そういう考えというのは間違いないだろうとは思っております。

○6番（土田健一君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第41号農地法第3条の規定による許可申請8件です。原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第41号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第42号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は4件です。なお、2番から4番につきましては、顛末書や始末書が添付してありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページになります。

議第42号農地法第4条の規定による農地の許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の田、現況、畑453㎡、転用目的は貸家（2棟）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が小島の田、現況、雑種地102㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地

と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が玉名の畑、現況、雑種地47㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が天水町の畑、現況、雑種地610㎡で、転用目的は農業用施設用地です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可可能となっております。

以上4件、1,212㎡につきましては、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月2日、3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくお願ひします。

それでは1番をお願ひします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は築地のスーパーマーケットのそばにあります。転用面積は453㎡、木造スレート平屋建ての賃貸住宅2棟の建設です。給水は玉名市上水道、汚水、生活雑排水は下水道を利用、雨水は道路側溝へ放流並びに自然浸透をさせる。万が一周囲に被害がでたときは申請者が責任をもって解決するそうです。

以上、調査した結果、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

次に、受付番号2番につきましては、顛末書が出ておりますので、事務局担当者が読み上げます。よろしくお願ひします。

○主任（酒井史浩君） — 2番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 受付番号2番、顛末書が読み上げられましたので、2番の委員の説明をよろしくお願ひいたします。

○推4番（小山包昭君） 推進委員4番の小山です。2番の案件について説明します。

所在地は玉名駅方面から小島橋を渡ってすぐ東へ500mほど行ったところにあります。昔からの進入路として使用していましたが、調査結果そこが他の持ち物であったため転用許可申請を行うものです。防草対策のために碎石を入れましたが、昔から畦畔、畦の内側に碎石を入れて、ほかへの被害、影響はありません。汚水は

発生なく、雨水は自然排水で、現地確認の結果、特に問題なく許可相当と思います。審議をお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号3番にも顛末書が出ています。事務局の担当者が読み上げます。

○主任（酒井史浩君） — 3番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号3番の顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。3番の案件について説明します。

申請地は私立保育園から下った150mのところですか。先ほど事務局から顛末書の説明があったとおりです。5条の7番を申請地よりこれが問題が出たので、申請地が畑であったが、住宅の進入路として昔から利用していた。盛土なし、雨水などは側溝に流れる。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号4番に始末書が添付されておりますので、始末書を事務局担当者が読み上げます。

○主任（酒井史浩君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号4番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくをお願いします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番の坂門です。本件について御説明申し上げます。

本件申請土地は農業法人が保有するみかん園の一部ですが、もともとの事業計画書の中には、みかん園として使用する旨を計画しておりましたということです。ただいま始末書の中でお話がありましたように、周囲の皆様への安全等配慮により、駐車場の準備ということで緊急で園地の改造を行ったと説明を受けております。

ただ、始末書の中にありましたように、その作業の順番に自分たちの勝手な思い込みがあったということで、今回申請をさらになされた次第です。申請地はもともとの農地で、園地の中のうちの610㎡を駐車場及び作業場として利用する旨の計画です。給排水計画については、給水は選果場その他のその場所からの給水を延長してあります。生活雑排水はありませんが、雨水に関しては、排水を考えての設計ですので、隣接の水路に流れるようにしてあります。そのほかの影響は、農地への影響はないものと考えられます。万一周辺農地に被害が生じた場合は、申請者が責

任をもって対処するとなっております。

現地は農業委員、ほかの委員方とともに視察いただきましたが、この申請内容で特に問題はないものと考えられます。御許可をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ただいま4条申請につきまして4件、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきたいと思います。

議第42号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第42号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第43号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は15件です。なお、5番と15番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願いいたします。

議第43号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑66㎡で、転用目的は家庭菜園です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田419㎡外1筆、計818㎡で、転用目的は宅地分譲（2区画）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑1,407㎡で、転用目的は共同住宅（2棟）です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が寺田の畑499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が大倉の田、現況、雑種地744㎡で、転用目的は土場置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が下の畑99㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が玉名の畑83㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が両迫間の畑281㎡で、転用目的は資材置場・駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が石貫の畑345㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の田386㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町の畑597㎡で、転用目的は建売住宅（2棟）です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が岱明町の畑308㎡外1筆、計343㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

9ページをお願いいたします。

13番、申請物件が岱明町の田330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

14番、申請物件が岱明町の畑242㎡で、転用目的は個人住宅及び美容室です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が天水町の畑、現況、宅地46㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断

しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上15件、合計6,286㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月2日、3日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくお願いたします。

連続して説明される場合は続けてお願いいたします。

それでは、1番と2番は同じ委員なので続けてお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について説明いたします。

1番は、申請地は立願寺の衣料品店東側150mぐらい、転用目的は家庭菜園用地です。その土地に隣接する北側の土地は、譲受人が管理する土地である。隣接地は夫の所有地で、遺言公正証書のとおり、実の弟に相続されることとされていたが、弟が先に死亡しており、弟の妻に遺贈されるものであります。南側は道路でブロック塀で囲まれているので、土砂の流出はない。家庭菜園用地なので雨水は自然浸透。

現地調査の結果、問題ないと判断します。御審議のほどよろしくお願いたします。

2番の案件について御説明します。

申請地は医療機関の南西50mぐらい、転用目的は共同住宅地分譲（2棟）分、転用面積は田2筆、818㎡、南側は住宅で西側は道路、東側、北側は田になっております。東側、北側にはブロック3段で囲み、盛土50cmぐらいを行うそうです。給排水計画は、給水は西側道路の上下水道に接続、雨水、生活雑排水は、西側道路公共下水道に接続、雨水は計画地内に新設する雨水樹で流出抑制を行い、西側道路側溝に流すそうです。造成中の被害防除対策、城内の排水施設は定期的な清掃を行い、水路などへの影響のない維持管理を行う。万が一隣地への被害が生じた場合は、転用者が責任をもって対処するとのこと。

現地調査の結果、問題ないと判断します。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。3番の案件について説明します。

申請地は飲食店から北へ500mのところにあります。転用面積は1,407㎡、

木造2階建てで駐車場20台分です。給排水計画は、公営水道により給水、雨水、生活雑排水、汚水、それぞれの処理方法は、雨水は道路側溝に、雨水、雑排水は下水道に放流するそうです。万が一周辺に被害がでたときは譲受人が対応するとのことでした。

以上、調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。4番の案件について説明します。

申請地は玉名バイパスと国道208号線の交差点、ドラッグストア付近の信号を北へ200mほど入った場所で、住宅街の中にある農地です。申請人は現在アパート住まいをしているもので、専用住宅を持ちたいと思いここに個人住宅の建設を計画しているものです。転用面積は499㎡、住居建築面積は111.72㎡です。給水は玉名市の公共上水道施設を利用、排水は、雨水については雨水用桝を設置し道路側溝へ流す、生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設置し、処理後道路側溝に流すということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号5番につきましては始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主任（酒井史浩君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま申請番号5番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく申し上げます。

○8番（本田多美子君） 5番の案件について説明します。

申請地は玉名市大倉で、国道208号線沿いにメガネ店の西側、以前ゴルフ練習場があった場所です。申請者は市内で建設業を営む法人で、ここを土場、廃土、資材置場に転用する計画です。申請地は雑種地に囲まれ、高低差5mほどあり、耕作不能の土地です。給水や生活雑排水は特になく、雨水については暗渠を布設した水路に流すとのことでした。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。



○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 6番の案件について説明いたします。推進委員番号7番、船津です。

この申請地は、土地につきましては梅林の下ですけれども、小田のリサイクル収集会社の南側50mぐらいの県道と市道の交差する交差点の角です。転用目的は駐車場です。譲受人の事業用駐車場を造るための申請です。駐車場ですので給排水計画については何もありません。雨水処理方法は、敷地内の自然浸透するようにします。生活雑排水、汚水の処理方法は発生しません。被害防除計画につきましては、造成中の被害防除、現状においてそのまま利用するので工事はありません。造成後の被害防除方法は、まず雨水や生活雑排水及び粉塵等による付近の農業への影響はないと考えます。万一周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、申請者が責任をもって解決いたします。

以上、現地確認した結果、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、8番につきましては同じ委員ですので、続けてお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。7番の案件について説明します。

申請地は私立保育園から北150mのところですが、申請地は駐車場拡大、申請人は自宅、車4台、トラクターなどスペースが狭くなり、申請地は転用面積83㎡、4条の3番の進入路の横の畑で、申請人の宅地との間の畑で、管理は申請人が前から管理して野菜畑としていました。今回譲受人との話し合いができ、転用して車、農機などの駐車場として利用する。西側が道路で、ほかの周りは申請人の住宅、進入路です。盛土、給水などはなく、雨水は敷地内浸透、その他は側溝、万が一被害が発生し場合は転用者が責任をもって対処する。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

続きまして、8番の案件について説明します。

申請地は医療機関から東に300mのところですが、畑です。申請人が営んでいる電気工事事務所と自宅に隣接する畑で、資材置場と駐車場です。従業員駐車数台、作業車数台など、資材置場として手狭になりまして、隣接する土地の所有者と話ができ、譲り受け転用面積280㎡、現状は畑です。北側は譲渡人の住宅、西側は水路、東側、南側は譲受人の所有地、盛土なし、砂利を敷き北側の譲渡人との境にはブロックを設置、給水なし、雨水は敷地内自然浸透、西側の水路、隣接する農地

なし、万が一被害が発生した場合は、申請者が責任をもって対処する。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いします。  
以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いいたします。

○10番（澤村哲志君） 農業委員10番、澤村です。案件9番について御説明いたします。

場所はコンビニエンスストアの西、約300mぐらいのところですが。申請人は現在アパート住まいで、子どもと夫婦4人暮らしをしていて、今後子どもの成長とともにゆとりある生活のため、両親が住んでいるところから50mぐらい離れたところですが。転用面積345㎡で、建築面積は86.53㎡、平屋です。給排水計画は、給水は玉名市の上水道を利用する。生活排水は合併浄化槽を設置して、浄化した処理水を道路側溝に排出する。雨水は地下浸透とし、オーバーフローする分は道路側溝に排水する。被害防除計画は、土地の形状は平地で造成工事は不要である。南側は土波をする。北、西、東側は隣接する住宅はない。転用にあって隣接する農地への影響はない。後日隣接する土地に損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲内で対処するとのことでした。

以上、現地を確認したところ、何ら問題はないと思われ、許可相当と判断しました。御審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番、11番、12番につきましては同じ委員ですので、続けてをお願いします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。10番の案件について説明いたします。

場所は玉名市岱明支所の前の県道を長洲方面に300mほど行ったところですが。目的は個人住宅です。使用貸人と借人は親子関係です。両親の住まいに隣接する畑に木造の平屋を建てる計画です。道路から50cmほど高いところなのですが、隣接する境と土留めをかねたブロックが施工されております。これは前の両親がなされとった分です。それで西側と南側は畑でブロックをされております。東側は申請人の畑です。北側は両親の住宅です。給水及び生活雑排水は、西側の50cm下の市道にあたる上水道、下水道にそれぞれ利用されます。雨水は施設内に浸透枳を設け、道路の側溝に流されます。問題ないものと思いました。

続きまして、11番の案件について説明いたします。

目的は建売住宅です。木造平屋の2棟です。場所は玉名市岱明支所、その前の

交差点内の一面に地面がちょっとあたりますけど、東側です。交差点の東側にあります。ここも約50cmほど高いところで、現在みかんを作られておりましたが、ここに境や土留め及び防音のためにブロックを施工するそうです。特に交差点で車の騒音がすごくて、今のところブロックの段数、それはまだちょっと決められておりません。北側と東側は住宅で、南側は進入路をかねた登り道路か、進入路を造るそうです。そのほかはブロックは同じ施工をされるようです。西側は今言った県道の交差点の一面です。給水及び生活雑排水は、南側道路の上水道、下水道を利用され、雨水については道路側の側溝へ流すとのことでした。

現地調査の結果、問題ないものと思いました。

続きまして、12番の案件について説明いたします。

場所は鍋の高道の浜田との境ぐらいに501号からイルミネーションがよく冬場を中心にされているあの近所というか、あそこから100mほど北へ向かったところですよ。目的は個人住宅です。ここは東側に住宅があり、西側にも住宅が建っており、そこに北側の面しているところは、西側の居住されている人の道路があります。東側も南側も住宅があり、進入路として一部分筆された部分を充てられて、あと72.87㎡を住宅を建てられます。フラットのために問題はないけど、東側には現在住宅が建っているほうにはブロックがあり、南側と西側にはブロックを設置するそうです。北側の進入路に対しては砂利等を敷き、進入路を共同で使うという計画です。給水及び生活雑排水は、東側の住宅の横から入ってくるんですけど、そこまで市の上水道、下水道を使用されます。雨水については敷地内に浸透柵を設け、道路の側溝へ流出するそうです。

現地調査の結果、問題ないものと思いました。御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。13番の案件について御説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は玉名市岱明町、鍋小学校の前の市道を西側に約300m行き、右側のところですよ。木造2階建てと駐車場は3台ほど計画されております。北側はまだ住宅を建てて、住宅前に駐車場3台のスペースを造り、隣との境界ですね、西側、北側、東側にブロックを2段重ねてその上にフェンスを設けるそうです。市の上下水道を使用し、雨水は道路の側溝に流すそうです。

現地調査の結果、問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願います。以上。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして14番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番農業委員、徳井です。14番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。転用の所在地、玉名市岱明町扇崎、地目、畑、面積は242㎡です。第2種農地です。転用の目的は住宅兼美容室の建設をするためということです。給排水計画、給水方法、町の上水道から給水する。雨水の処理方法、道路側溝に排出する。生活雑排水の処理方法は、町の下水道に接続する。汚水の処理方法、町の下水道に接続する。被害防除計画、流出、堆積、破壊、被害防除に十分注意をはらいながら工事を行うということです。付近の農業への影響は、近隣には農業をされる方がおりませんので、別に問題はないと思います。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15番、これは始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○主任（酒井史浩君） — 15番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま15番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をお願いします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。15番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子の関係です。申請地は玉名市天水支所と町中心部から北東、三ノ岳方面に約2キロ離れた市道沿いの土地で、丸尾集落の一部になります。ここはみかん園が広がる山間地で、みかん園の開拓が始まった昭和20年代ごろから、下の集落からみかんの栽培のために移り住んだ家が十数軒あります。申請人の新築住宅地もその一つで、元所有者が住んでいましたが、空き家となり、今から50年以上も前に申請人の祖父が譲り受け、家屋解体後、その宅地部分が市道から下がっていたので、少しずつ埋め立て造成され、結果農地部分まで埋め立てられ、宅地との段差がなくなったところで、始末書のとおり建設されたものです。申請地は事業面積497㎡のうち46㎡、すなわち451㎡は既存の宅地部分に建設され、はみ出した敷地にかかる46㎡が申請地で、東と南は住宅を新築した宅地、北と西に父の所有する農地で、目視では境界を見分けることは難しく、誤って境界を越えて建物が建設されています。給排水の計画については、給水はこの申請地には必要なく、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、北側の排水路に流されており、雨水については

敷地に浸透柵を設け、敷地に浸透されるということです。万が一被害が発生した場合は、申請人が責任をもって対処するとのこと。

以上、現地調査した結果、始末書の件はありますが、転用要件に特に大きな問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。5条申請につきまして、15件、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問等はありませんでしょうか。

5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

ちょっと私、勉強不足なので、1番の案件について事務局にお尋ねします。

これ家庭菜園でもですね、転用許可が必要になるとですかね、そのへんのところを教えてください。

○主任（酒井史浩君） 一応家庭菜園は転用という形になります。宅地の敷地の一部として家庭菜園を営むということで、そこだけ家庭菜園というような形じゃなくて、一帯として宅地として活用するということです。

○5番（坂本正敏君） じゃあ畑とか他の一部を家庭菜園にする場合は要らないということですか。畑の場合は要りませんか。

○事務局長（二階堂正一郎君） 二階堂ですけど、普通の農家とかの畑に家庭菜園を作られるというのは畑でかまいません。この場合の家庭菜園というのは、一般の私たちみたいな農業をしていない者が、個人住宅の中とか隣とかの畑を一部耕作して野菜を作りたいというときには、普通の農地だったら農地法第3条の許可要件出しとかんといかんじゃないですか、そういうことじゃなくて、あくまでも宅地の拡張として家庭菜園を利用するということにこういった転用の許可が必要になります。要するに農家じゃない人が農地として利用したいんだけど、あくまでもそれは家庭内の菜園として小規模なものを作るときに利用するということにこういったことが必要になります。

○5番（坂本正敏君） そういうところはいっぱいあつてですね。宅地購入して、農家じゃない人が家庭菜園をやっておられるところ、私の親戚にもそういう方がいらっしゃって、そこは転用届多分出していないです。

○事務局長（二階堂正一郎君） 宅地の中に作っとなはると。（「そう宅地の」と呼ぶ者あり）宅地の中だったら宅地だから地目は、これはあくまでも農地を宅地として利用するため、農地ですね、もともとの農地を買って家庭菜園として利用すると、だけんがあくまでも買われたあとは、家庭菜園として利用されたとしても、ここは宅地並み課税の土地の地目になるということです。（「だけんが庭と一緒に」と呼ぶ者あり）ああそうです、庭と一緒にです。（「ありがとうございました」と呼ぶ者

あり)

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第43号農地法第5条の規定による許可申請15件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第43号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第44号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は23件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 10ページをお願いいたします。

議第44号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

11ページから12ページまでが総括表になります。13ページから15ページまでが集計表です。15ページをお願いいたします。

今回は所有権移転が5件の20,329㎡、利用権設定が13件、57,397㎡で、合計18件の77,726㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移ります。

議第44号農用地利用集積計画の決定23件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第44号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第45号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 16ページになります。

議第45号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

17ページに集計表がありますのでお開きください。

今回は利用権設定が1件の2,409㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第45号農用地利用集積等促進計画の意見決定1件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第45号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。報告第25号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第26号農地の形状変更届について、報告第27号許可申請の取下げについての14件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 18ページをお願いいたします。

報告第25号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は18ページから20ページまでの12件、合計44,461㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、21ページをお願いします。

報告第26号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は1件、7,665㎡の届出を受理しております。

次に、22ページです。

報告第27号許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げがあったので報告いたします。令和5年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は農地法第5条の申請について1件の取下げを受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これをもちまして令和5年第10回の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時41分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年10月5日

玉名市農業委員会会長          下川 安

農 業 委 員                      丸山 和則

農 業 委 員                      岡田 正治